

野田市教育大綱 (改訂素案)

平成27年10月
(令和 年 月改訂)
野 田 市

目 次

第1章 大綱の策定について

- 1 大綱策定の趣旨
- 2 大綱の名称
- 3 野田市教育大綱の策定の考え方
- 4 野田市教育大綱の実施期間
- 5 野田市教育大綱の推進について

第2章 野田市教育大綱

第1章 大綱の策定について

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」といいます。）が平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法（昭和22年法律第25号）に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」といいます。）を定めるものとされました。

2 大綱の名称

大綱の名称は、法では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とされており、自治体によっては、「教育大綱」、「教育の振興に関する施策の大綱」、「教育の施策の大綱」「教育に関する大綱」などの名称を使用しています。野田市においては、簡潔で分かりやすい「野田市教育大綱」という名称を使用することとします。

3 野田市教育大綱の策定の考え方

野田市においては、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、野田市教育大綱の策定に当たっては、野田市行政改革大綱（平成27年4月改訂）に示された考えた方に基づき、平成27年5月27日に開催された第1回総合教育会議において決定された方針、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する」によって策定することとしました。

この基本方針は、教育委員会が、野田市総合計画の基本目標3「豊かな心と個性を育む都市」の基本方針、質の高い学校教育の実現、生涯学習や郷土愛を育む学習の推進を踏まえ、策定しているものです。

今般、当初策定から5年以上が経過し、教育行政を取り巻く環境の変化等を踏まえると、この基本方針において定めた学校教育、生涯学習、青少年の健全育成の三つの柱が、大綱の内容とされる、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」に該当すると考えられることから、引き続きこの目標1から目標3までをもつ

て野田市教育大綱とします。

4 野田市教育大綱の実施期間

大綱が対象とする期間は、法では定められていませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育基本振興計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているとされている（文部科学省通知）ことから、野田市教育大綱が対象とする期間は5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化等により、改訂する必要がある場合は適宜見直しをすることができるものとします。

5 野田市教育大綱の推進について

今後、野田市教育大綱に定めた目標及び取組指針を達成するために、毎年、重点施策を定め、実施します。その取組状況について、法第26条の規定に基づき教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を施策の執行に反映させます。

第2章 野田市教育大綱

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人一人の市民が豊かな人生を送ることができるように、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような教育環境の充実を推進し、野田市総合計画（2016－2030）に掲げる、「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」を実現するために、野田市の教育行政の目標を次のとおり定める。

【目標1】

学校・家庭・地域が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。

【取組指針】

- これからの予測困難な時代においても、仲間とともに自ら考え自ら行動できる「野田っ子」を育成するために、ICTも活用しながら、魅力ある学習の機会を提供していく。
- 郷土を愛し、野田市民としての誇りの心を育むとともに、他人を思いやる心など豊かな人間性を持った「野田っ子」を育成するため、仲間とともに学ぶ充実した道徳教育の機会を提供していく。
- 自ら健康に気を遣うことができ、心身ともにたくましい「野田っ子」を育成するために、仲間とともに健康・体力が向上できる機会を提供していく。

【目標2】

一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。

【取組指針】

- 市民の生涯学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の活動の場となる公民館や図書館等でのサービスの充実を図っていく。
- 全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、健康スポーツ文化都市宣言に基づき、市民のスポーツ・文化活動を通じて人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育む環境づくりに取り組んでいく。

○全ての市民が、郷土で育まれた豊かな歴史や伝統、郷土の偉人、自然環境などを学び、郷土への誇りや愛着をもてるまちの実現に向けて取り組んでいく。

【目標3】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。

【取組指針】

- 次代を担う青少年の健全育成を推進するとともに、非行を防止できるよう安全安心な地域環境の整備を推進していく。
- 地域の教育力を活用し、豊かな人間性の育成とともに規範意識の醸成に取り組んでいく。

野田市教育大綱（改訂素案）に対する

パブリック・コメント手続を実施します。

1 意見を募集する趣旨

市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育、学術及び文化の振興を図るため、平成27年10月に「野田市教育大綱」を策定しました。

現大綱は策定から5年以上が経過することから、野田市総合教育会議での協議を踏まえ、令和5年度から5年間を対象期間とする「野田市教育大綱（改訂素案）」をとりまとめましたので、市民の皆様にお知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたい、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号
「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

3 意見を募集する政策等の案及び参考資料

① 政策等の案

- ◆ 野田市教育大綱（改訂素案）

② 参考資料

- ◆ 野田市教育大綱（現大綱）
- ◆ 野田市教育委員会基本方針
- ◆ 令和4年度野田市教育委員会重点施策
- ◆ 野田市教育大綱に係る体系図

4 政策等の案等の入手方法

- ◆ 市ホームページ内 「パブリック・コメント」 からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所7階指導課（担当課）
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
 - ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬）
 - ・各図書館（興風、南、北、せきやど）
 - ・生涯学習センター

5 意見の募集期間

令和4年10月19日（水曜日）から令和4年11月17日（木曜日）まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市教育大綱（改訂素案）」に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 学校教育部指導課 宛て ※令和4年11月17日の消印有効（募集期間最終日）
◇持参の場合	○市役所7階 指導課 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
	◇意見投函箱 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで ○各公民館、各図書館、生涯学習センター （休館日を除く。） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	（FAX 番号）04-7122-1581
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。
◇ちば電子申請サービスの場合	ちば電子申請サービスから提出できます。 市ホームページ内のオンラインサービス「ちば電子申請サービスについて」をご確認ください。

8 意見を提出する書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市教育大綱（改訂素案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問合せ先

学校教育部指導課

電話 04-7125-1329（直通）

野田市パブリック・コメント手続に関する意見

野田市教育大綱（改訂素案）に対する意見

該当するものに○を付けてください。

(市内在住 市内在勤 市内在学 その他)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、市内の事務所
の所在地、名称及び代表者氏名〕

〔意見を記入してください。〕

該当箇所	意見

- 1 意見の提出期限 令和4年11月17日（木）
- 2 意見の提出先 野田市学校教育部指導課（野田市鶴奉7番地の1 市役所7階）
電話 04-7123-1329（直通）
- 3 意見の提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 書面の持参
 - ① 窓口での受付 上記「2 意見の提出先」である指導課へ
 - ② パブリック・コメント意見投函箱への投函
投函箱は、市役所1階総合案内、いちいのホール1階関宿支所、各公民館、各図書館及び生涯学習センターに設置しています。
 - (2) 郵送又は信書便 〒278-8550 野田市学校教育部指導課 宛て
 - (3) ファックスによる送信 ファックス番号 04-7122-1581
 - (4) 電子メールによる送信
野田市ホームページの「パブリック・コメント」の「野田市教育大綱（改訂素案）」の意見の提出方法から送信できます。
 - (5) ちば電子申請サービスによる提出
野田市ホームページの「パブリック・コメント」の「野田市教育大綱（改訂素案）」の意見の提出方法からちば電子申請サービスを利用したインターネットによるご意見のご提出ができます。
- 4 その他 意見を提出された方の個人名等は公表しません。